

24 中小企業

本澤順子 *
近藤直生 **
早野述久 +
橋本小智 ++

I. 概要

A) 情報共有

各締約国は、この協定に関する情報提供を行い、自国のウェブサイトで公にアクセス可能なものを開設・維持し、中小企業に関連するこの協定の規定の説明や、中小企業にとって有用と考えられる追加的な情報を提供する (24.1 条)。

B) 中小企業に関する小委員会

締約国は、各国の政府代表者から成る「中小企業小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置する (24.2 条 1 項) *。小委員会は、この協定の効力発生の日から 1 年以内に会合を行い、その後は必要に応じて会合を行う (同条 3 項)。

小委員会は、TPP 協定により中小企業が商業上の機会を利用することを支援する方法を特定し(同条 2 項(a))、中小企業の輸出者を支持・支援するための情報交換・討議を行い(同項(b))、TPP 協定により中小企業が得られる利益につき情報提供のためのセミナー等の活動を発展させるほか(同項(c))、中小企業が世界的なサプライチェーンに効果的に参加し、及び統合されることを支援するための計画の策定を容易にし(同項(g))、中小企業に関連する TPP 協定の実施の監視を支援するため情報交換する(同項(h)) *。

C) 紛争解決の不適用

締約国は、本章の規定の下で生ずる事項について、28 章(紛争解決)の規定による紛争解決を求めてはならない (24.3 条)。

II. 解説・コメント

* もとざわ じゅんこ / 弁護士 / 大江橋法律事務所

** こんどう なおき / 弁護士・ニューヨーク州弁護士 / 大江橋法律事務所

+ はやの のぶひさ / 弁護士 / 大江橋法律事務所

++ はしもと こち / 弁護士 / 大江橋法律事務所

* = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

《中小企業にとっての TPP のメリット》 TPP 締約国は、TPP 大筋合意直後に、TPP を「21 世紀型の画期的な協定」とする「5 つの際立った特徴」を示したが、そこでは、「TPP は、各国の企業、労働者及び消費者に新たな機会と利益を創出する」、「TPP は、生産・サプライ・チェーンの発展と継ぎ目のない貿易を促進する」ことのほか、「TPP は、あらゆる発展段階の経済とあらゆる規模の企業が貿易から利益を得ることができることを確保することを追求する新たな要素を含」み（下線筆者）、また「TPP には、中小企業による協定の理解を支援し、協定の機会を活用し、中小企業特有の課題を TPP 参加国政府に知らせるといふコミットメントを含む」とされている¹。すなわち、TPP 締約国により、TPP は、大企業だけでなく中小企業にもメリットをもたらすものであり、かつ、中小企業が現に TPP による機会を活用できるようにすべくフォローアップをすることが言明されている。

TPP 協定は、物品の市場アクセス（第 2 章）、原産地規則（第 3 章）、貿易円滑化（第 5 章）、投資（第 9 章）、国境を越えるサービスの貿易（第 10 章）、電子商取引（第 14 章）、知的財産（第 18 章）等の分野について、規律の高い規定を設け、中小企業がビジネスチャンスを得る機会を拡大し、グローバルサプライチェーンへの参加を促進するための環境を整えている²。

これらの分野別の規定に加えて、分野横断的な定めとして、第 22 章は、ビジネス環境を市場の発展に対応させて、締約国の経済の競争力を高めるための諸策を定め、この第 24 章では、特に中小企業にフォーカスし、小委員会の設置及び同委員会による中小企業の支援策について具体的に規定し、中小企業が TPP によるメリットを得ることを確実にするための施策を定めている（24.2 条 1 項及び 2 項等）。第 24 章は、まさに、TPP 締約国が宣言した、上記の「中小企業による協定の理解を支援し、協定の機会を活用し、中小企業特有の課題を TPP 参加国政府に知らせる」機能を果たすものである³。

《日本における中小企業の海外展開に向けた施策》 このように TPP 協定は中小企業の国際展開にも大いに貢献するツールであることから、各締約国は、中小企業が TPP の恩恵を享受できるようなサポート体制を構築する必要がある。

日本政府も、「TPP がもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にこそ幅広く及ぶ。」とした上で、「TPP が多国間の経済連携である特色を活かし、

¹ [「環太平洋パートナーシップ協定の概要（暫定版）（仮訳）」](#) 1～2 頁（以下「TPP 概要」という。）。

² [TPP 総合対策本部決定「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日）](#)（以下「TPP 大綱」という。） 3 頁も、関税のほか投資・サービス等を含めた市場アクセス条件の改善、通関手続の迅速化、各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの明確化、知的財産の保護、原産地規則の完全累積制度、電子商取引等に関する TPP のルールにより、我が国の中堅・中小企業のグローバルサプライチェーンへの参加を支援するとの認識を示している。。

³ TPP 概要 1～2 頁。

産業空洞化を抑え、技術力等を持った我が国の中堅・中小企業が『居ながらにしての海外展開』すること、地域の特色を活かした地場産業、農産品等が 8 億人の市場へ打って出ること」について、「政府は全力で後押しをする」と明言している⁴。

中小企業庁では、これを後押しすべく、「TPP を活用した中小企業の海外展開支援」を平成 27 年度補正予算事業の柱の一つとして海外展開戦略等支援事業を積極的に推し進めている⁵。そして、同事業では、我が国中堅・中小企業の海外展開を後押しすべく、関係各機関がオールジャパンの体制を構築し、総合的な支援を行っていくための施策を打ち立てている。具体的には、JETRO を中心に、国、自治体、支援機関等がメンバーとなって、中小企業等の新市場開拓の総合的支援体制「新輸出大国コンソーシアム」を構築し、専門家が約 4000 社の中堅・中小企業に製品開発、国際標準化、販路開拓に至るまでを総合的に支援することを目指している⁶。本事業は、平成 28 年度当初予算にも計上されており、政府による継続的支援がなされている⁷。

III. 備考及び更新情報

ver.2 : I の A)及び B)に加筆及び条文番号を追加したほか、II の《中小企業にとっての TPP のメリット》及び《日本における中小企業の海外展開に向けた施策》に大幅に加筆した

⁴ TPP 大綱 2 頁。

⁵ [経済産業省「平成 27 年度補正予算の概要 \(PR 資料\)」\(平成 28 年 1 月\)](#) 1 頁 (4 枚目) 以下。

⁶ 同上 4 頁 (7 枚目)。

⁷ [大野真由「経済と財政の再生を意識した平成 28 年度予算― 求められる着実な財政健全化の取組 一」立法と調査 374 号 \(平成 28 年 2 月 3 日\)](#) 11 頁。